

公正競争規約を設定できるのは誰か

- 景品表示法は、公正競争規約を設定できる者について「事業者又は事業者団体」と定めています。
- 公正競争規約は、メーカー同士、小売業者同士というように、単一の取引段階に属する事業者だけで設定しなければならないわけではありません。公正競争規約には、メーカー同士や小売業者同士といった単一の取引段階に属する者が寄り集まって設定しているものもありますが、メーカーに加え、小売業者等の流通業者といった複数の取引段階の異なる事業者も参加して、商品ラベルから店頭で販売される際の表示までを通して規定しているものもあります。
- また、公正競争規約の設定ができるのは、個別の事業者だけではありません。事業者団体同士が集まり、それに個別の事業者も加わって公正競争規約を運用している場合もあります。

公正競争規約は牛乳から旅行業、不動産まで多種多様です

- 公正競争規約は、平成30年3月現在、104件存在します。うち表示に関するもの（以下「表示規約」といいます。）は67件、景品類の提供に関するもの（以下「景品規約」といいます。）は37件です。
- 公正競争規約が最初に設定されたのは不動産の表示規約です。不動産は1件当たりの取引額が大きい上に表示からはその品質内容が分かりにくく、不当な表示が一般消費者に及ぼす影響も格段に大きいことから、関係法規の規定も盛り込んでおり、内容はかなり詳細です。
- 表示規約では食品関係のものが最も多くなっています。これは商品の種類が多いことにもよりますが、大部分は食品の加工技術等の発展に伴い、代替原材料等を使用した新製品について、基準のないままに紛らわしい表示が出回っていたものを適正化するために設定されたためです。
- 食品には食品表示法、計量法等関係する法令が多いのですが、ほとんどの公正競争規約が、景品表示法だけでなく、これら関係法令の規制も取り入れています。

業種	景品	表示	計
乳製品等	1	6	7
飲料	1	7	8
食卓食品	3	12	15
調味料	3	5	8
菓子類等	3	7	10
酒類	7	7	14
家電・家庭用品等	2	10	12
化粧品等	3	5	8
出版・サービス	5	2	7
自動車等	3	4	7
不動産	1	1	2
医療	4	0	4
金融	1	1	2
計	37	67	104

(平成30年3月現在)



公正競争規約の具体例

公正競争規約には、表示規約と景品規約があります。公正競争規約は、業界の特徴を反映して設定されるものであり、特に表示規約は多様な事項を定めています。

以下においては、表示規約を中心に、規約の構成や定めることができる事項について例を挙げて説明します。

表示規約について

目的

- 表示規約は、その商品や業界に必要な表示事項等を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的としています。

定義

- どの表示規約でも、規約の対象となる「商品」や「サービス」、「事業者」、「表示」等についての定義を定めています。
- 食品に関する表示は、景品表示法のほかに、食品表示法、計量法等といった様々な法律によって規制されていることから、食品に関する表示規約においては、規約の対象となる食品について、これらの法律における定義を引用している場合もあります。

【牛乳の表示規約の例】

牛乳の表示規約においては、「この規約で『牛乳』とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第3項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分3.0%以上の成分を含有するものをいう。」とされています。

必要表示事項

- 「必要表示事項」では、商品パッケージやチラシ等に必ず記載する事項を定めています。
- 必要表示事項は表示物ごとに定めることもできます。家電製品であれば、カタログ、取扱説明書、保証書、製品本体のそれぞれについて必要表示事項が定められています。表示する際の文

字の大きさ（ポイント）を定めている規約もあります。例えば、化粧品では、「化粧品」といった種類別名称を容器又は被包に原則7ポイント以上の大きさで表示することとされています。

【食品に関する表示規約の例】

食品に関する表示規約では、容器包装に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名、製造業者名等のほか、例えばレギュラーコーヒーでは挽き方を表示することになっています。

【食品以外の表示規約の例】

商品ごとに多様な規定があります。例えば、帯締めであれば容器・包装等に使用材料、長さ等、眼鏡用フレームであれば本体にレンズ間距離等を表示することになっています。

特定事項等の表示基準

- 特定事項の表示基準とは、商品名に冠したり、原材料について強調するため、その商品・サービスや業界に特有な用語等を用いるに当たり、その用語を使用できる場合を定めるものです。各業界の表示の実態を反映し、各規約の特徴がよく表れる部分です。

牛乳

成分の特徴を表す「特濃」、「濃厚」の用語を用いる場合の基準

チーズ

「チェダー」、「ゴーダ」の名称を使用する場合の基準

アイス クリーム

商品名に「チョコレート」、「マロン」等の名称を付ける場合の基準

ハムソーセージ

原材料の肉の種類を強調表示する場合の基準

二輪自動車

「新発売」と表示する場合の基準

四輪自動車

ランキングや燃料消費率を表示する場合の基準

釣り竿

賞、推奨等を表示する場合の基準

不動産

マンション名等に公園・最寄り駅名を付ける場合の基準、駅からの距離を徒歩〇分と記載する場合の基準

不当表示の禁止

- 成分又は原材料について、実際のものより著しく優良であると誤認されるおそれがある表示といった一般的な事項を禁止するほか、過去に問題となった事例等を踏まえ、例えば、客観的な根拠に基づかない「特選」等の表示、原産国について誤認されるおそれのある表示等の不当表示となる事項を具体的に禁止しています。

【食品に関する表示規約の例】

例えば、食品に関する表示規約では、上記のほか、医薬品的な効能効果があるかのように誤認されるおそれのある表示が禁止されています。

【食品以外の表示規約の例】

タイヤ

実際には表示価格に含まれていないタイヤ整備料金等が表示価格に含まれているかのような表示の禁止

ピアノ

割賦販売の表示について、頭金、支払回数等が実際のものよりも有利であるかのように誤認されるおそれのある表示の禁止

家電小売

中古品、汚れ物等明らかに商品価値が減少しているにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると誤認されるおそれのある表示の禁止

旅行

食事、温泉、宿泊施設、観光施設等について誤認されるおそれのある表示の禁止

公正取引協議会等の組織及び規約違反に対する調査に関する規定

- 規約を実際に運営していく公正取引協議会等についての規定や、規約違反に対する調査や措置（警告、違約金、除名等）についての規定が設けられています。
- 公正取引協議会等の役割は、公正競争規約に違反する事件の調査だけではありません。事業者からチラシや商品パッケージの表示についての事前相談を受け回答するなど、業界が規約を適正に運用していくための様々な活動も含まれています（→15ページ）。



その他の不当表示の禁止

- 過大包装、不当な二重価格表示、おとり広告、不当な比較広告について禁止規定を設けている規約もあります。

公正マーク・会員証

- 表示規約の中には、商品パッケージに「公正マーク」を付すことや、公正取引協議会加盟店であることを示す「会員証」を規定しているものがあります（→16ページ）。これらのマーク等を付けた商品や店舗は、表示の適正化を推進するものとして一般消費者にアピールすることができます。

■景品規約について

- 景品規約は、景品類の提供に当たってのルールを定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的としています。
- 景品規約に定められている景品類の提供に当たってのルールの内容は、原則として、内閣総理大臣が景品類について定めている告示の内容に沿ったものとなっています（→3ページ）。ただし、新聞業、出版小売業、不動産業等一部の規約については、特別なルールが設けられています。

公正競争規約設定までの主な流れ

業界における問題意識・規約設定の動き



必要に応じ、
試買検査・
消費者意識調査

消費者庁への事前相談

- ・実態、問題点の把握
- ・規約に盛り込む内容の検討
- ・公正取引委員会による検討

- 業界内に規約を設定する気運があっても、最初から業界だけで規約案を作成することは困難な場合もあります。
- 消費者庁では、業界が規約の内容について具体的な検討を始める前の段階で、規約とは何か、その内容や効果といった一般的な内容も含め、業界が設定しようとしている規約のイメージ等について相談を受け付けています。また、消費者庁を通じ、公正取引委員会においても、規約の内容について検討を行います。

- 実際に規約案を作成する過程では、市場に出回っている商品パッケージや広告チラシ等の実際の表示物を持ち寄って、適正な表示の在り方について検討を重ねるなどして、業界内での意見をまとめていきます。
- 規約は、事業者又は事業者団体が自主的に定める表示又は景品類についてのルールですので、規約案は規約を設定しようとする者が作成します。

業界における規約案の作成

表示連絡会

(消費者団体、学識経験者等との意見交換)

- 規約の内容を業界にとっただけでなく、一般消費者にとっても適正なものとするためには、一般消費者、学識経験者等の意見も幅広く取り入れる必要があります。そこで、表示連絡会と呼ばれる会合を開催し、規約案の内容について説明し、意見を求めます。

- 表示連絡会で出た意見を反映するなどして規約案を修正した後、景品表示法第31条に基づき、公正取引委員会及び消費者庁長官に対して規約の認定に係る申請を行います。

規約の認定申請

パブリックコメントの実施



公正取引委員会及び消費者庁長官による規約の認定・官報告示

公正競争規約の効果



業界で公正競争規約が設定されることは、事業者、一般消費者の双方に利益があります。

1

社会的信頼の
向上

2

コンプライアンスの
強化

3

自主的な
ルールの運用

4

規約に基づく行為の独占
禁止法の適用除外

1

- 公正競争規約を設定したことにより、表示のルールが明確になった業界では、各事業者が自主的に、規約に従って自社の表示を改善することになります。一般消費者にとっては、自分が普段手に取って見る商品・サービスについて、適正な商品選択をしやすい環境が整備されることになりますから、業界全体に対する信頼が向上することが期待されます。
- 加えて、「公正マーク」や公正取引協議会加盟店であることを示す「会員証」を設定すれば、一般消費者にとって安心して選べる商品・サービス、お店であることをアピールすることができます。

2

- 公正競争規約は、景品表示法で禁止される不当表示を起こさないための事項に加え、他法令に関係する事項も取り込んでルール化することもできます。このため、規約を見れば、必要な関係法令が分かるほか、規約を遵守していれば、景品表示法だけでなく、他の法令を守ることにもなり、コンプライアンスの徹底につながります。

3

- 公正競争規約の解釈・運用は、公正取引協議会等が自主的に行っていくこととなります。通常、会員についての規約に違反する疑いのある事実に関する調査も公正取引協議会等が行います。調査の結果、規約に違反する事実が認められれば、規約の規定に基づいて、公正取引協議会等が自ら、警告等の措置を採ることとなります。
- 公正取引協議会等は、会員事業者からの事前の相談に応じたり、公正競争規約に違反する疑いのある事実についての調査活動を行うことを通じて、当該業界における適正な表示や景品類についてのルールの在り方とは何かを、会員と共に絶えず検討し、自ら作り上げていくことができます。

4

- 一般に、事業者団体が構成事業者に、自主規制等の利用遵守を強制することは、当該自主規制等がその内容から競争を阻害するおそれのないことが明白である場合を除き、独占禁止法に違反するおそれがあります。
- 他方、公正競争規約は、景品表示法に基づき、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けるものであるため、公正競争規約に基づいた適正な行為である限り、公正取引委員会から独占禁止法上の措置を採られることはありません。

公正競争規約の運用について

公正取引協議会等の役割

公正取引協議会等は、公正取引委員会及び消費者庁長官によって認定された公正競争規約を運用することを目的として設置され、その具体的な活動内容は多岐にわたる場合があります。主なものを挙げると以下のとおりです。

①公正競争規約の周知

ウェブサイトの開設、会員向けの公正競争規約に関する解説書の作成、官公庁の動きや違反事例の解説をまとめた会報の作成・配布、規約に関する研修会の開催といった活動があります。また、一般消費者に規約の内容を理解してもらうために、分かりやすいパンフレットを作成する場合もあります。

②公正競争規約についての相談

公正競争規約に則した表示となるように、商品パッケージやチラシに掲載する内容についての事前の相談に応じています。

③公正競争規約違反の疑いに関する調査

公正競争規約に違反する事実があると疑われる場合に、個別の事業者に対して調査を行うこととなります。調査を行った結果、実際に規約に違反する行為が行われている場合は、警告等の措置を採ることもあります。

④表示に関する一般的な調査

公正競争規約に定められた必要表示事項が表示されているか、不当表示として禁止されている表示がなされていないかといったことを一般的に調査するための活動です。試買検査会を開催して実際の商品の表示を調査したり、店頭に出かけて行って、店頭での表示について調査することもあります。また、規約に則した表示が行われていると認定された商品に「公正マーク」を付与する活動を行っている場合もあります。

⑤一般消費者からの苦情処理に関すること

公正競争規約が定められているのは、一般消費者に馴染み深い商品・サービスであることが多いことから、商品パッケージや店頭での表示について、一般消費者から苦情が寄せられる場合があります。その際には、一般消費者に対して、適正な商品・サービス選択のためのアドバイスをしています。

⑥その他

上記のほかにも、消費者モニターを募集し、消費者モニターからの意見を聴取したり、消費者団体と意見交換会を開催している場合もあります。

(一社)全国公正取引協議会連合会

- 公正競争規約を運用している公正取引協議会等の連合会として、一般社団法人全国公正取引協議会連合会（以下「公取協連合会」といいます）が置かれています。
- 公取協連合会は、公正競争規約の運用を円滑・効果的にするため、会員である公正取引協議会等との連携の下に、規約の普及・啓発、遵守状況調査、相談・苦情の処理、規約・景品表示法に関する調査・研究等の事業を行っています。
- 具体的には、公正競争規約を新たに設定しようとしている事業者団体等からの相談への対応や、規約の案に関する助言、意見交換のための表示連絡会の開催等により、設定のための支援を行っています。
- また、景品表示法・公正競争規約に関する事業者・消費者からの質問、相談、照会、苦情等に対して、相談窓口を設置して、消費者庁や会員である公正取引協議会等との連携の下に対応しています。このほか、景品表示法の規制内容や運用状況等に関するセミナーの開催、景品表示法関係等、景品表示法・公正競争規約制度の広報活動も行っていきます。
- 公取協連合会のウェブサイトに、すべての公正競争規約・施行規則を掲載しています。

(一社)全国公正取引協議会連合会ウェブサイト
➡ <http://www.jfftc.org>



公正マーク・会員証

公正マークと会員証は、安心ショッピングの目じるしです。

(平成30年3月現在の公正競争規約等に基づく公正マークと公正取引協議会加盟店であることを示す会員証です。)

(商品表示)



(店頭表示)



公正取引協議会一覧 (平成30年3月現在)

公正競争規約の新規設定、規約についての一般的な事項については、(一社)全国公正取引協議会連合会までご相談ください。
 (一社)全国公正取引協議会連合会 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂K Sビル 2階 ☎03-3568-2020

公正取引協議会等への加入や各規約の内容については以下の連絡先までご相談ください。

規約の種類	団体名	住所	電話
乳製品等			
1 (表示)	マーガリン公正取引協議会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館 2階	03(3242)3770
2 (表示)	全国飲用牛乳公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館 5階	03(3264)8585
3 (表示)	チーズ公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館 6階	03(3264)4133
4 (景品・表示)	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館 6階	03(3264)3819
5 (表示)	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-1 保健会館別館 3階	03(3267)4686
6 (表示)	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 2-4-1	03(5721)4086
飲料			
1 (景品・表示)	全国トマト加工品業公正取引協議会	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 ユニソ小伝馬町ビル 3階	03(3639)9666
2 (表示)	果実飲料公正取引協議会	〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-1 全国たばこビル 3階	03(3435)0731
3 (表示)	全国コーヒー飲料公正取引協議会	東京都千代田区神田須田町 2-9-2 PMO 神田岩本町 2階 (一社)全国清涼飲料連合会内	03(6260)9257
4 (表示)	日本豆乳公正取引協議会	〒102-0084 東京都千代田区二番町 1-2-235	03(5215)2275
5 (表示)	全日本コーヒー公正取引協議会	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 6-2 マックス本社ビル別館 3階	03(5649)8366
6 (表示)	もろみ酢公正取引協議会	〒900-0031 沖縄県那覇市若狭 1-9-7	098(894)7361
食卓食品			
1 (景品・表示)	日本即席食品工業公正取引協議会	〒111-0053 東京都台東区浅草橋 5-5-5 キムラビル 3階	03(3865)0811
2 (景品)	カレー業全国公正取引協議会	〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-20-1 山岸ビル 502号	03(5687)1793
3 (表示)	食品のり公正取引協議会	〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 3-37 全蒲ビル 4階	03(5823)5743
4 (表示)	全国食品缶詰公正取引協議会	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 10-2 翔和神田ビル 3階	03(5256)4801
5 (表示)	全国粉わさび公正取引協議会	〒105-0003 東京都港区西新橋 2-21-2 第一南桜ビル 日本食糧新聞社内	03(3432)4664
6 (表示)	全国削節公正取引協議会	〒135-0016 東京都江東区東陽 5-29-47 サンフィールドビル 2階	03(5690)1601
7 (景品・表示)	凍豆腐製造業公正取引協議会	〒380-0936 長野県長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 5階	026(227)6171
8 (表示)	全国生めん類公正取引協議会	〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3 全麵連会館 5階	03(3634)2255
9 (表示)	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-8-26 第3白水駅東ビル 405号	092(403)0191
10 (表示)	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-5-6 ハム・ソーセージ会館	03(6450)3980
11 (表示)	全国食肉公正取引協議会	〒107-0052 東京都港区赤坂 6-13-16 アジミックビル	03(5563)2911
12 (表示)	日本パン公正取引協議会	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 15-6 製粉会館 9階	03(3667)1976
13 (表示)	鶏卵公正取引協議会	〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 5階	03(3297)5515
調味料			
1 (表示)	全国食酢公正取引協議会	〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-4 エフビル 5階	03(3351)9280
2 (景品・表示)	全国味噌業公正取引協議会	〒104-0033 東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル	03(3551)7161
3 (景品)	日本ソース業公正取引協議会	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-18 ユニソ小伝馬町ビル3階	03(3639)9667
4 (景品・表示)	醤油業中央公正取引協議会	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 3-11 醤油会館	03(3666)3286
5 (表示)	全国ドレッシング類公正取引協議会	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-8-15 中央ビル	03(3563)3590
6 (表示)	食用塩公正取引協議会	〒106-0032 東京都港区六本木 7-15-14 塩業ビル 9階	03(3402)0180
菓子類等			
1 (景品・表示)	全国チョコレート業公正取引協議会	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 JBビル 6階	03(3437)6177
2 (表示)	全国観光土産品公正取引協議会	〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6階	03(3518)0193
3 (表示)	(一社)全国はちみつ公正取引協議会	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-8-17 KNビル 5階	03(3279)0893
4 (景品・表示)	全国チューインガム業公正取引協議会	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 JBビル 6階	03(3433)5213
5 (景品・表示)	全国ビスケット公正取引協議会	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 JBビル 9階	03(3433)6131
6 (表示)	チョコレート利用食品公正取引協議会	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 JBビル 6階	03(3437)6177
7 (表示)	(一社)全国ローヤルゼリー公正取引協議会	〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-6-2 ヒューリック八重洲第3ビルB1階	03(6265)1735
酒類			
1 (景品・表示)	日本酒造組合中央会	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル 2階	03(3501)0101
2 (景品)	日本蒸留酒酒造組合	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-3-6 宗和ビル 5階	03(3527)3707
3 (景品・表示)	ビール酒造組合	〒104-0061 東京都中央区銀座 1-16-7 銀座大栄ビル 10階	03(3561)8386

規約の種類	団体名	住所	電話
4 (景品・表示)	日本洋酒酒造組合	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-7 武田新江戸橋ビル 2階	03(6202)5728
5 (景品)	日本ワイナリー協会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-7 武田新江戸橋ビル 2階	03(6202)5728
6 (景品・表示)	日本洋酒輸入協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-13-5 第一天徳ビル	03(3503)6505
7 (表示)	全国小売酒販組合中央会	〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27	03(3714)0172
家電・家庭用品等			
1 (景品・表示)	ペットフード公正取引協議会	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-3-16 ユニゾ神田須田町二丁目ビル 9階	03(5298)7321
2 (表示)	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	〒616-8204 京都府京都市右京区宇多野御池町 40 島本会計事務所内	075(461)7156
3 (景品・表示)	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	〒105-0003 東京都港区西新橋 2-8-11 7 東洋海事ビル 10階	03(3591)6023
4 (表示)	全国釣竿公正取引協議会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8 日本フィッシング会館内	03(3206)1130
5 (表示)	鍵盤楽器公正取引協議会	〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-21 楽器会館内	03(3251)7444
6 (表示)	眼鏡公正取引協議会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館ビル 6階	03(5255)3231
7 (表示)	スポーツ用品公正取引協議会	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-28-9 三東ビル 4階	03(3219)2531
8 (表示)	仏壇公正取引協議会	〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-16-7 第二小林ビル 2階	03(6206)0572
化粧品等			
1 (表示)	防虫剤公正取引協議会	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6階	03(3367)6775
2 (表示)	化粧品公正取引協議会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 メトロシティ神谷町ビル 6階	03(5472)2533
3 (景品・表示)	化粧石けん公正取引協議会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館内	03(3271)4301
4 (景品・表示)	歯磨公正取引協議会	〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 2-4 三報ビル 7階	03(3249)2511
5 (景品・表示)	洗剤・石けん公正取引協議会	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館内	03(3271)4301
出版・サービス			
1 (景品)	新聞公正取引協議会	〒100-8543 東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 7階 日本新聞協会内	03(3591)4406
2 (景品)	出版物小売業公正取引協議会	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-2 書店会館内	03(3295)0065
3 (景品)	雑誌公正取引協議会	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-7 (一社) 日本雑誌協会内	03(3293)9759
4 (景品・表示)	旅行業公正取引協議会	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 5階	03(3592)1641
5 (景品・表示)	指定自動車教習所公正取引協議会	〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-9 サン九段ビル 4階	03(3556)0070
自動車等			
1 (景品・表示 (自動四輪、(一社)自動車公正取引協議会 自動二輪))		〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 4階	03(5511)2111
2 (景品・表示)	農業機械公正取引協議会	〒110-0015 東京都台東区東上野 1-9-7 YTSビル 5階	03(3835)8118
3 (景品・表示)	タイヤ公正取引協議会	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-9 宮前ビル 5階	03(5695)4051
不動産			
1	不動産公正取引協議会連合会	〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-3 ニッセイ半蔵門ビル 3階	03(3261)3811
2 (景品・表示)	(一社) 北海道不動産公正取引協議会	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西17丁目1番地 北海道不動産会館内	011(621)0747
3 (景品・表示)	東北地区不動産公正取引協議会	〒020-0127 岩手県盛岡市前九年 1-9-30 岩手県不動産会館	019(613)2844
4 (景品・表示)	(公社) 首都圏不動産公正取引協議会	〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-3 ニッセイ半蔵門ビル 3階	03(3261)3811
5 (景品・表示)	北陸不動産公正取引協議会	〒910-0004 福井県福井市宝永 4-4-3 福井県不動産会館	0776(24)0680
6 (景品・表示)	東海不動産公正取引協議会	〒451-0031 愛知県名古屋市中区城西 5-1-14 愛知県不動産会館 1階	052(529)3300
7 (景品・表示)	(公社) 近畿地区不動産公正取引協議会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 2-2-20 大手前類第一ビル 9階	06(6941)9561
8 (景品・表示)	中国地区不動産公正取引協議会	〒730-0046 広島県広島市中区昭和町 11-5 広島県不動産会館内	082(243)9906
9 (景品・表示)	四国地区不動産公正取引協議会	〒760-0067 香川県高松市松福町 1-10-5 香川県不動産会館	087(823)2300
10 (景品・表示)	(一社) 九州不動産公正取引協議会	〒812-0054 福岡県福岡市東区馬出 1-13-10 福岡県不動産会館内	092(631)5500
医療			
1 (景品)	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-7-2	03(3669)5357
2 (景品)	衛生検査所業公正取引協議会	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル 3階	03(3263)2440
3 (景品)	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-7-20 八重洲口会館 7階 (一社) 日本医薬品卸業連合会内	03(3275)0984
4 (景品)	医療機器業公正取引協議会	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-24-14 日本橋イーストビル 6階	03(5846)9663
金融			
1 (景品・表示)	全国銀行公正取引協議会	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル	03(6262)6727

景品表示法や公正競争規約制度のより詳しい内容については、以下のページをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>



景品表示法違反に関する情報提供

●消費者庁表示対策課（情報管理担当）

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。
<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>
TEL 03(3507)8800 (代)

事業者がこれから行う企画の事前相談

●消費者庁表示対策課 指導係

TEL 03(3507)8800 (代)

※ご相談いただく前に、まずはパンフレットや消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページ（http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/）の内容をよくご覧ください。

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

**都道府県の景品表示法主管課でも
事業者からのご相談や景品表示法違反に
関する情報提供を受け付けています。**

消費者庁

<http://www.caa.go.jp>